邑楽町学校給食費相当額補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国における学校給食費の抜本的な負担軽減に係る事業の実施に伴い、学校給食の提供を受ける児童生徒の保護者とやむを得ない理由で学校給食の提供を受けることができない児童生徒の保護者との経済的利益の均衡を図り、もって全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保するため、児童生徒の保護者等に対して邑楽町学校給食費相当額補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、邑楽町補助金等に関する規則（昭和53年邑楽町規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　学校給食費　学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第２項に規定する学校給食費をいう。

(2)　児童生徒　学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

(3)　保護者　学校教育法第16条に規定する保護者又は保護者に準ずる者として町長が認める者をいう。

(4)　町立学校　邑楽町立学校設置条例（昭和40年邑楽町条例第12号）第２条の規定により設置している小学校及び中学校をいう。

(5)　特別支援学校　学校教育法第72条に規定する特別支援学校をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1)　児童生徒及びその保護者が、町内に住所を有していること。

(2)　学校給食費及び町税に滞納がないこと。

(3)　児童生徒が、次のいずれかに該当すること。

ア　町立学校又は特別支援学校（中学部に限る。以下同じ。）に在籍する児童生徒であって、食物アレルギー又は宗教上の理由により、本来受けるべき学校給食の全部の提供を受けずに弁当を持参しているもの

イ　町立学校又は特別支援学校に在籍する児童生徒であって、病院への入院その他やむを得ない事由により、本来受けるべき学校給食の全部の提供を受けていないもの

ウ　町立学校又は特別支援学校に在籍する外国人の児童生徒であって、一時的な帰国により、本来受けるべき学校給食の全部の提供を受けていないもの

エ　特別支援学校に在籍する児童生徒であって、学校給食が有償で提供されている、又は学校給食の提供がなく弁当を持参しているもの

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表の区分欄に掲げる補助金の申請に係る児童生徒が在籍する学校の区分に応じ、それぞれ同表の給食費相当額（月額）の欄に規定する額に当該児童生徒が前条各号に掲げる要件を満たした月数を乗じて得た額とする。ただし、当該児童生徒が在籍する学校において、当該児童生徒と同学年の他の児童生徒に学校給食が提供される日が10日に満たない月の補助金の額は、同表の区分欄に掲げる当該児童生徒が在籍する学校の区分に応じ、それぞれ同表の給食費相当額（日額）の欄に規定する額に給食が提供される日数を乗じて得た額とする。

２　前項本文の規定にかかわらず、補助金の申請に係る児童生徒が月の中途で前条各号に掲げる要件を満たし、又は満たさなくなった場合であって、当該要件を満たした日数が10日に満たないときは、当該月の補助金の額は、別表の区分欄に掲げる当該児童生徒の在籍する学校の区分に応じ、それぞれ同表の給食費相当額（日額）の欄に規定する額に当該日数を乗じて得た額とする。

３　補助金の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他の国又は地方公共団体の給付金等により当該申請に係る学校給食費相当額の一部又は全部を受給し、又は受給する予定である場合は、前２項により算定した額から当該受給額

を差し引いた額を補助金の額とする。

（交付申請）

第５条　申請者は、規則第３条第１項及び第２項の規定にかかわらず、町長が定める日までに邑楽町学校給食費相当額補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　申請者は、補助金の対象となる月の属する年度ごとに前項の申請を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、邑楽町学校給食費相当額補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　町長は、規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、前条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

２　補助金は、申請に係る年度において学校給食が提供される最後の日（年度の中途において前条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合にあっては、その日の前日）をもって算定し、当該年度の補助金を合算して交付するものとする。

（交付の取消し）

第８条　町長は、前条の規定による補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

(1)　不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱の規定及びこれに付した条件又は関係諸法令の規定に適合していない場合。

(3)　その他町長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

区分	給食費相当額（月額）	給食費相当額（日額）
小学校	4,100円	230円
中学校	5,000円	280円
特別支援学校（中学部）	5,000円	280円